特集

どう変わる? 可法修習

昨年11月下旬から、法科大学院卒業、新司法試験合格を経て採用された司法修習生を対象とする、新しい司法修習が開始された(新60期)。一方で、すでに4月から、現行の司法試験に合格した司法修習生を対象とする従来の司法修習も実施されている(現行60期)。このように、司法修習の制度が変わりつつある中で、いま司法修習はどのように行なわれているのか、これからの司法修習はどう変わっていくのか――。今月号では、司法修習についての特集を組んでみた。また、最近の司法修習生の就職について、新入会員の体験談もあわせて掲載したので、ご一読いただきたい。

司法修習制度の現状

司法修習委員会委員長 川合 善明



はじめに

2006 (平成18) 年11月27日から新司法修習 (新60 期司法修習) が開始され、12月27日からは、全国の裁判所、検察庁、弁護士会で実務修習 (分野別実務修習) が始まっている。法科大学院を卒業した全く新しい修習生の修習がどのようなものであるのかに理解を深めていただき、ご協力をお願いしたい。

まず,現行修習の現状を概観し,それとの対比で新 修習の特徴等について説明したい。

現行修習について

(1) 修習制度の変遷

①修習生の人数

修習生の人数の変遷は図1をご覧いただきたい。 2006(平成18)年の現行司法試験(以下「旧司法試験」という)合格者数は549人であるが,今後合格者数は順次減少し,2007(平成19)年度は300人程度が目安とされ(「併行実施期間中の新旧司法試験合格者数について」2005[平成17]年2月28日司法試験委員

図1 司法修習生の修習終了者数一覧

期 別(採用年度)	人員										
第18期(昭39)	478										
第19期(昭40)											
	毎年約 500										
第44期(平 2)											
第45期(平 3)	506										
第46期(平 4)	594										
第47期(平 5)	633										
第48期(平 6)	699										
第49期(平 7)	720										
第50期(平 8)	726										
第51期(平 9)	729										
第52期(平10)	742										
第53期(平11)	788										
第54期(平12)	975										
第55期(平13)	988										
第56期(平14)	1,005										
第57期(平15)	1,178										
第58期(平16)	1,158										
第59期(平17)	1,497 ※現在修習中 (平成18年10月終了予定)										
第60期(平18)	約1,500 約1,000										
第61期(平19)	約 600 約2,200										
第62期(平20)	現										
第63期(平21)	減新増										
第64期(平22)	行 少 加										
第65期(平23)	+										
第66期(平24)	0 約3,000										

*第59期までは「司法修習生便覧2006」より、第60期以降は筆者作成

会),2010 (平成22) 年をもって旧司法試験は終了する(なお,2011 [平成23] 年の旧司法試験は,2010 [平成22] 年の第二次試験の筆記試験に合格した者に対する口述試験に限り実施される)。それに伴い,現行制度における修習生数も漸減し,2011 (平成23) 年4月に開始し2012 (平成24) 年9月に終了する第65期をもって現行修習は終了する予定である。

②修習の構成

現行修習が、前期修習、実務修習、後期修習から成り立っていることは、これが発足した1947(昭和22) 年当時から変わっていない。

修習期間は,第52期までは2年間,第53期から59期

までは1年6月であり,第60期からは1年4月(前期2か月,実務12か月,後期2か月)となった(図2参照)。

前期修習は、実務修習に向けて最低限の実務対応能力を修得させること、実務修習は生きた事件を扱い法曹三者の実際の業務を体験的に修得するOJT (On the Job Training)、後期修習は実務修習における修習内容の差異(ばらつき)を是正すること、及びその後の実務家としての基本的能力を備えることを目的としている。

(2) 現行60期修習の概要

2006 (平成18) 年4月に開始された現行60期の司法 修習生の数は約1500人,東弁への配属は123人であった。実務修習は6月23日から始まり,4班に分かれて 実務修習に励んでいる。

現行60期からは、前期及び後期の修習期間が2か月に短縮され、合格留保(追試制度)がなくなった。期間は短縮されたが、修習の目的は変わっていない。従って、前期・後期で教える内容は、基本的に1年6月時代と同じである。研修所では期間の短縮と修習生の数の増加に対応して、各教科とも最少限の講義、起案に絞り、また研修所入所前に課題を与え検討させておくなど、できる限りの合理化を図っている。

追試の廃止は、2006(平成18)年9月28日の司法修 習生考試委員会で決定された。これまでは、司法修習 生考試(以下「二回試験」という)で合格点に達しな かったのが1科目だけの場合、合格留保として年末に 追試を受け、ほとんど例外なく12月には修習終了証を もらい研修所を卒業することができた。しかし、追試 制度は廃止されたので、現行60期からは不合格が1科 目であろうとも次の二回試験を受けなければならなく なった。当然,前回不合格だった科目だけではなく, 5科目全部を受けなければならない。ただ、新・現行の 司法修習の並行実施期間中は、新・現行いずれの司法 修習における二回試験も再受験の対象となる。つまり 2007 (平成19) 年9月に予定されている二回試験で不 合格になった現行60期修習生は、11月に予定されてい る新60期修習生の二回試験を受験することができる し、11月の試験で不合格になった新60期修習生は、 2008 (平成20) 年9月に予定される現行61期修習生の 二回試験を受験することができる。なお,現在のとこ ろ二回試験の受験回数の制限はない(しかし,早晩回 数制限が設けられると思われる)。

(3) 東弁における現行実務修習の内容

実務修習の期間が各3か月である点は現行60期以降も変わりない。実務修習は個別指導担当弁護士の下で実際の事件(生きた事件)を素材にして修習することが本旨である。しかし、修習生を客観的に評価する機会の確保や、修習生同士の交流の場を設ける等の目的で、図3のような合同修習を実施している。

第59期までは、これ以外に、原則3日間の外部研修 (児童養護施設、新聞社、一般企業等における体験的修 習)を社会修習として行なっていたが、現行60期からは 研修旅行及び法テラス東京の審査会傍聴を社会修習と 位置付け、外部研修は廃止した。

新修習について

(1) 新修習の概要

新修習は,法科大学院を卒業し新司法試験に合格した者が履修する司法修習である。司法修習を終了することが法曹資格を取得する原則的要件であることはこれまでと変わりない。

新司法修習の特徴は次のとおりである。

①実務修習の構成

実務修習は、分野別実務修習と選択型実務修習に分

かれる。

分野別実務修習は、現行修習における実務修習と同じである。選択型実務修習は、新司法修習で導入された新しい型の修習である。これについては、次の(2)に詳述する。

②修習期間

期間は1年である。

内訳は,分野別実務修習が民裁,刑裁,検察,弁護各2か月で計8か月,選択型実務修習,司法研修所での集合研修が各2か月である。

③修習の流れ

修習は分野別実務修習から始まる。

法科大学院において前期修習に相当する教育を受けている、という前提で修習が構成されるため、前期修習はない。

ただし、2006 (平成18) 年採用の新60期司法修習生だけは、特例として最初に4週間の導入研修が研修所で行なわれる(そのため、新60期では分野別実務修習の期間が1週間ずつ短縮されている)。

4社会修習の廃止

社会修習は廃止される。

⑤研修所のクラス編成

研修所のクラス編成は、修習地別である。

これは、クラスの修習生間の交流の機会を確保する

図2 期別司法修習タイムスケジュール

	2005 (平成17) 年度											2006 (平成18) 年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
59期	前期修習 約1500名 (研修所) (実務庁・実務修習)												後期期習 (研修所)											
60期	1 1	※60期:2005(平成17)年度の現行司法試験合格者を中心に採用される司法 修習生。59期と人数は同数(約1500名)であるが、全国の全ての修習地には 配属されない。								前期修習 約1500名 (研修所) (実務庁・実務修習)														
新60期	※新60期:2006 (平成18) 年3月に法科大学院を卒業後、第1回目の新司法試験に合格した者から採用される司法修習生。60期を受け入れた修習地には配属されない。ただし東京・大阪は60期・新60期をともに行なう。																							
61期																								
新61期																								
62期																								
新62期																								

ことや、新61期から行なう予定の教官の出張授業の実施、選択型実務修習と研修所での集合研修の2分割実施を合理的に行なうことを目的としている。

(2) 選択型実務修習

○選択型実務修習とは

選択型実務修習は、現行修習にはない、新修習で初めて導入された実務修習の1つの形である。これは、「配属庁会等において、司法修習生の主体的な選択により、分野別実務修習の成果の深化と補完を図り、又は各自が関心を持つ法曹の活動領域における知識・技法の修得を図ることを旨として行う」修習である(司法修習生指導要綱(甲)第2章第2の1)。

具体的には、分野別実務修習終了後、修習生が(分野別修習の)配属先弁護士の事務所に戻り、そこをホームグラウンドとして自分が応募した修習プログラムを受けに裁判所、検察庁、弁護士会へ出て行く、というイメージである。

選択型実務修習のあり方は、司法研修所が各実務庁会に発した「選択型実務修習の運用ガイドライン」及び「ガイドラインに関するQ&A」に詳しく記載されているが、主要な点は次のとおりである。

①スケジュール

修習生は、修習の最後に分野別実務修習で配属され

図3 合同講義等一覧

現行修習	新修習(新60期) *実施/不実施				
ガイダンス	個別指導担当者対象	実施			
ガイダンス	修習生対象	実施			
開始式	実施				
	弁護士会の運営	実施			
合同講義	弁護士のあり方	実施			
	オープン講義	実施せず			
法テラス審査会傍聴		実施せず			
研修旅行		実施			
民事模擬裁判		実施せず			
社会修習		実施せず			
1521 11	民事	実施			
ゼミナール	刑事	実施			
終了式		実施			
成績評価ガイダンス	個別指導担当者対象	実施			

た弁護士事務所に戻ってくる (弁護修習の配属事務所が 「ホームグラウンド | になる)。

選択型実務修習の期間中,ホームグラウンドにおける弁護修習は最低1週間は継続して行なわなければならない。一方,相当な理由があれば,選択型実務修習の全期間(2か月間)ホームグラウンドで弁護修習を行

*日弁連司法修習委員会作成の資料を基に筆者が作成

2007(平成19)年度											2008 (平成20) 年度													
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
	多習)																							
前期修習 500~600名 (実務庁・実務修習)														所)										
(新60期の2倍									音程度)				選扎	型										
													(7)							
	00名野別個前期個	00名野別修習)	5 6 7 後期的(研修) 00名 野別修習) 前期修習	5 6 7 8 後期修習 (研修所) 00名 野別修習) 選択 (実務)	5 6 7 8 9 後期修習 (研修所) 選択型 (実務庁) 前期修習	5 6 7 8 9 10 後期修習 (研修所) 選択型 (実務庁) 集合 (研修習)	5 6 7 8 9 10 11 後期修習 (研修所) 選択型 (実務庁) 集合修習 (研修所) 前期修習 50	5 6 7 8 9 10 11 12 後期修習 (研修所) 00名 野別修習) 選択型 (実務庁) 集合修習 (研修所) 前期修習 500~6	5 6 7 8 9 10 11 12 1 後期修習 (研修所) 00名 野別修習) 集合修習 (実務庁) 前期修習 (研修所) 500~600名 (実務庁・実務修習)	5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 (安排修習) (安排修習) (安排修習) (安排修習) (安排修習) (安排修習) (新的) (本) (安排修習) (本) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 (安排修習 (研修所) (無限型 (実務庁) 集合修習 (研修所) (新期修習 (研修所) (大多年) (大多	5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 後期修習 (研修所) (研修所) (実務庁) (研修所) 500~600名 (実務庁・実務修習) 1800~2200名 (新60期の2倍程度) (実務庁・分野別修)	5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 後期修習 (研修所) 集合修習 (研修所) 500~600名 (実務庁・実務修習) 1800~2200名 (新60期の2倍程度) (実務庁・分野別修習) 前期修習 (実務庁・分野別修習)	5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 (支期修習 (研修所) 集別修習 (実務庁) 集合修習 (研修所) (可修所) 500~600名 (実務庁・実務修習) (研修所)	5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 (み間を習) (検期修習 (研修所) (の名 野別修習) (実務庁) 集合修習 (研修所) 前期修習 (研修所) (実務庁・実務修習) (参期修習) (財務庁・大分野別修習) 1800~2200名 (実務庁・分野別修習) 前期修習 1800~2200名 (実務庁・分野別修習)	5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 後期修習 (研修所) 00名 野別修習) 集合修習 (研修所) 前期修習 (研修所) 500~600名 (実務庁・実務修習) (研修所) 1800~2200名 (研修所) (実務庁・分野別修習) (実務庁・分野別修習) 前期修習 (実務庁・分野別修習) 前期修習	5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 (みはいる) (実務庁) (日本) (大田(修所) (日本) (大田(修正) (日本) (大田(本) (日本) (大田(本) (日本) (大田(本) (日本) (大田(本) (日本) (大田(本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 (み(を)) (検期修習 (研修所)) (の名 野別修習) (実務庁) (研修所) (対解修習) (実務庁・実務修習) (接期修習 (研修所) (実務庁・分野別修習) (実務庁・分野別修習) (実務庁・分野別修習)	5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 (み(財)(を)) (大)(大)(大)(大)(大)(大)(大)(大)(大)(大)(大)(大)(大)(5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 (支期修習 (研修所) (財務所) (実務庁) (実務庁 (研修所) (対 (大力) (実務庁・実務修習) (支期修習 (研修所) (実務庁・実務修習) (対 (大力) (実務庁・実務修習) (支期修習 (研修所) (実務庁・実務修習) (対 (大力) (大力)	5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 後期修習 (研修所) 後期修習 (実務庁) (研修所) 6 (実務庁・実務修習) 後期修習 (実務庁・実務修習) (財修所) (実務庁・実務修習) 1800~2200名 (新60期の2倍程度) (実務庁・分野別修習) (実務庁・実務修習) (実務庁・実務修習) 前期修習 (実務庁・実務修習)	5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 後期修習 (研修所) (支期修習 (実務庁) (実務庁・実務修習) 1800~2200名 (策務庁) (所修所) (実務庁・分野別修習) (実務庁・実務修習) 1800~2200名 (策務庁・分野別修習) (財修所) 前期修習 (策務庁・実務修習)	5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 後期修習 (研修所) (実務庁・実務修習) 6 2 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 1 2 3 1 1 2 3 1 2 3 1 1 2 3 1 2 3 1 1 2 3 1 2 3 1 1 2 3 1 2 3 1 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 1 2 3	5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 (支期修習 (研修所) (実務庁) (研修所) (財修習 (実務庁・実務修習) (財修習 (所修所) (財修習 (所修所) (東務庁) (財修所) (

なうこともできる。

選択型実務修習において、修習生がどの程度の期間 ホームグラウンドで弁護修習するかは、その修習生がど のようなプログラムをいくつ取るかによって異なる。現 在のところ、各修習生について選択型修習期間中のスケ ジュールが確定するのは7月半ば頃となる予定である。

②修習時期

選択型実務修習の時期は、新60期についてはどの修習地においても2007(平成19)年8月1日から9月21日までである。しかし、新61期以降は、東京及びその周辺の修習地の修習生については研修所での集合研修が先行し、選択型実務修習は9月下旬から11月下旬までの期間となる予定である。これは、修習生の数が1500人以上になり研修所の収容能力を超えるため、修習生を2分割し、選択型→集合研修の順のグループと、

図4 個別修習プログラム案

子どもの人権と少年法に関する特別委員会提供 2週間プログラム(※2006年12月現在の予定)

(1调日)

午前	講義(子どもの人権総論)
午後	講義(親子•虐待)
午前	ビデオ視聴(虐待ネットワーク会議) 関係機関・福祉施設の説明
午後	ケース報告(児相、カリヨン等)
午前	施設見学
午後	施設見学, 意見交換会
午前	ビデオ視聴, 講義(学校懲戒)
午後	講義(いじめ,体罰)
午前	学校事件シミュレーション
午後	学校事件シミュレーション
	午 午 午 午 午 午 午 前 後 前 後 前 後 前 後 前

(2週目)

	午前	講義(少年事件)
月曜日	午後	少年事件シミュレーション
, (, n33 🗆	午前	少年事件シミュレーション
火曜日	午後	少年事件シミュレーション
ル 頭ロ	午前	ホームグラウンド
水曜日	午後	ケース報告(重大否認事件・広汎性発達障害)
木曜日	午前	施設見学
小唯口	午後	施設見学, 意見交換会
金曜日	午前	起案の講評
亚唯口	午後	ケース研究(様々な少年事件)

集合研修→選択型の順のグループの2グループに分けて研修所に受け入れるためである。地方修習の者については、集合研修で一度研修所に集めた後、選択型実務修習を受けるために再度2か月間地方に戻すことは不合理なので、東京など研修所に通える範囲の修習地に配属された者を、集合研修→選択型の順で修習するグループとするのである。

③プログラムの内容

裁判所、検察庁、弁護士会等が、選択型実務修習の 期間中、修習生に対して提供する修習プログラムには 次のようなものがある。

イ 個別修習プログラム

配属地の裁判所,検察庁,弁護士会が提供するプログラム。当該配属修習地の司法修習生のみが修習できる。

ロ 全国プログラム

司法修習生が、配属地にかかわらず修習できるプログラム。東京と大阪の三庁会のみが提供し、地方修習では経験できない裁判所の知財部、検察庁の法務行政、渉外事務所・知財事務所での修習プログラムなどが計画されている。

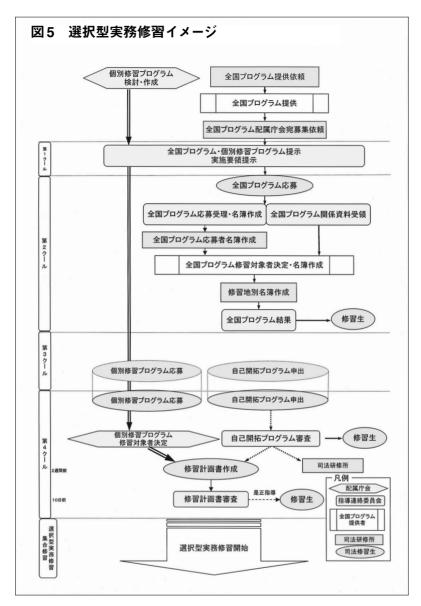
ハ 自己開拓プログラム

司法修習生が自ら修習先を開拓して設定し、修習するもの。例えば、官庁や企業法務部等における研修を自力で開拓し、実行するのも選択型修習の1つのプログラムとなる(修習先の受入承諾書をもらって司法修習生指導連絡委員会の審査を受ける必要がある)。

○選択型実務修習の準備状況

個別修習プログラムについては、東弁は各委員会に プログラムの提供を依頼し、積極的回答を寄せてくれ た委員会から司法修習委員会に派遣委員を出していた だき、司法修習委員会と当該委員会のパイプ役をお願 いしてプログラム作りを鋭意進めてきた。各委員会等 のご協力で、14以上のプログラムがほぼ確定している (プログラムの具体例については図4を参照)。民事模 擬裁判・刑事模擬裁判も選択型実務修習におけるプロ グラムの1つとなっている(分野別実務修習では模擬 裁判は行なわない)。

東京の場合,個別修習プログラムは,2006 (平成18) 年11月半ばの時点で三庁会ともほぼ出来上がってい



*司法研修所作成

る。今後、三庁会でプログラム案内(書面)を作成し、2007(平成19)年2月には東京修習の司法修習生に配布、修習生からの応募、抽選の手続きを経て、7月中頃には各修習生の選択型実務修習スケジュールが確定する予定である。

全国プログラムについては、東京三会から都内の渉外事務所、知財事件をよく扱う事務所に協力要請をした。各事務所ごとに作成したプログラムを2006(平成18)年12月に弁護士会経由で司法研修所に提出した。2007(平成19)年1月中には、プログラム案内が研修所から修習生に配布される。修習生からの応募と、採用決定はプログラム提供事務所と修習生との間で直接行なわれる予定である(プログラム応募手続の流れについては、図5を参照されたい)。

新司法修習開始に伴う 弁護士会の課題

(1) 期間短縮に伴う課題

分野別実務修習の期間が各2か月となったことから、 弁護修習中の合同講義については、成績評価のために 必要と考えられる最小限に絞り、個別指導担当弁護士 の下での修習時間を少しでも多くする予定である(図3 参照)。

しかしながら、3か月から2か月への期間短縮は、実務教育の成果(効果)に大きな影響を与えることが予想される。司法修習委員会としては従来、刑事事件、保全事件が少ないことを補うために指導協力弁護士制

度を設けていたが、一般民事事件についても指導協力 弁護士の協力を求めることとした。また、わずか2か月 間では、1回も刑事事件の法廷(公判)を経験しないで 終了してしまう可能性があるため、弁護修習開始前の 指導担当者ガイダンスの時に、国選受任手続を済ませ ていただく等の運用上の工夫をしている。

「実務」の修習が各2か月間に短縮されたことは、実 務修習ひいては修習制度全体の変質をもたらすであろ うと思われるが、これは本稿のテーマ外である。

(2) 数の増加に伴う課題

司法修習生の数の増加に伴い、個別指導担当弁護士の確保が最も大きな課題となっている。

東弁配属の現行60期の司法修習生の数は123人,新60期は137人(2006年11月17日現在の予定数)であり,新60期が配属される2006(平成18)年12月27日以降,現・新合わせて64~65人の司法修習生が東弁に配属されている状態となり(図6参照),同数の個別指導担当弁護士が必要である。61期については、東弁

図6 東弁における現行・新60期修習配属数

		Į	見行60期(123人)		新60期(1	37人)	合計
2	9月	 	AB班	31人				
0 6 (F	10月		CD班	31人				
2006 (平成18)	11月							
年	12月							
	1月		EF班	30人		甲班	35人	65人
	2月				2			
	3月	5				乙班	34人	64人
2007(平成	4月		GH班	31人		丙班	34人	65人
7 (平	5月					,		
成 19 年	6月	5						
#	7月		現行61期 AB班	約37人	1	丁班	34人	70人
	8月					選択型修習	137人	174人
	9月	1	,		•	<u>, </u>		

配属は現行が約70人・新が約225人(1クール約56人で4クール),修習生3000人体勢になる新65期では年間約320人の司法修習生が東弁配属となる予定である。

司法修習生の増加に対応する,個別指導担当弁護士の確保は,司法修習委員会における喫緊の課題となっている。最近は個別指導担当を引き受けてくれる会員が固定化する傾向があるが,同一会員に負担が偏るのは望ましくないことである。加えて新司法修習においては,選択型実務修習の時期に,修習生全員が配属先事務所に戻る(ホームグラウンドとしてそこに席を置く)状態が発生するため,1つの事務所で同期の修習生を2クール担当してもらうこともほとんど不可能となる。

終わりに

地方会では、60期において、会員数の2割から3割の数の修習生を受け入れているところもある。また、82歳の会員に指導担当を委嘱している例もあると聞く。

東弁は、2006(平成18)年に会員数が5000人を超えた(2006年12月1日現在5089人)。会員数の増加にもかかわらず、個別指導担当弁護士の数は、極めて不足している。現行修習については、2007(平成19年)3月22日から始まる31人の受入事務所、新修習については、2月、4月、6月から始まる各34人の受入事務所について、現在、ほとんど「在庫ゼロ」状態である。個別指導担当弁護士の委嘱基準の要旨は、図7のとおりである。是非、多数の会員が個別指導担当者になって後進の指導にあたっていただきたい。

図7 個別指導担当弁護士委嘱基準(要旨)

平成13年11月13日改訂

- 1 次の(1)ないし(4)の要件を満たす者。
 - (1) 弁護士実務の経験が7年以上であること。 ただし弁護士経験が5年以上ある弁護士で裁判 官,検察官の経験のある者は,その経験年数とあ わせて7年以上あれば足りる。
 - (2) 年齢は70歳位までとし、勤務弁護士でも可。
 - (3) 著しく専門分野に片寄っていないこと。
 - (4) 事務員がいて、司法修習生の机(専用でなくて も可)を提供できること。
- 2 1に準ずる者で司法修習委員会が適任と認める者。

59期 就職体験記

体験記: 1 事務所の雰囲気を重視

会員 松浪 恵



就職活動開始

自分とはかかわりのないことだったが、大手渉外事務所に行きたい場合、司法試験合格発表の後すぐに就職活動をする。一番始めに内定をもらったのは2004年11月下旬ぐらいである。私の周りでは、年内に内定が出ている人も多かった。大手以外にも渉外事務所は、修習が始まる前にだいたい内定を出していた。1割~2割ぐらいの方は就職先が決まっている状態で研修所に来たという感じである。

前期修習中に就職活動をしていたのは、私の周りでは少数派だったし、実際にもこの時点で内定をもらったという人は少ない。

2005年10月から就職活動を始めるのが一般的だったので、私が動き出したのは、10月の東京三会の就職合同説明会からである。このときは、検察修習を終え、刑事裁判修習(のうち、家裁修習)が始まったばかりの時期だった。そのため、説明会の各ブースで、何がやりたいかと問われると、よく分からない状態だった。実際に、この段階で見たことがあったのは、少年審判と離婚調停である。弁護修習をしている人と比べて、まともな応答ができないような気がした。

東京三会就職合同説明会

私が、事務所を見るとき重要視していたのは、事務所の雰囲気だった。特に、2人以上で来ている場合には、2人の話し方等でなんとなく事務所の雰囲気が分かった。しかし、私の周りでは、仕事内容を一番重視している人の方が多かったと思う。

事務所訪問

事務所訪問は、1カ所しかしていない。内定をとって

から断るというのは避けたかった。だから、駄目だったら次に行けばいいと思っていた。しかし、このような方法をとるのは一般的ではなく、数カ所同時に訪問しつつ、内定をくれそうな事務所の中から自分が行きたいところに決めるのが普通だったらしい。

障害

私のような地方修習をしたものにとって,就職活動 の障害は,時間とお金である。

修習地によっては日帰りはできない。東京に1回出てくるのに5万円はかかる。1日1食の生活が続き、体調を崩し、医者に行ったら、医者に怒られた。

また,地方で実務修習をした修習生の中には,風邪 をひいたと言って実務修習を休み,東京の事務所を訪 問した人もいたらしい。

就職活動のために修習を休むなんて本末転倒である, という意見はもっともだと思う。しかし,地方で実務 修習をする修習生が,都会での事務所の就職を希望す る場合,とても大変である。500人合格時代とは違う ということも理解してほしい。

内定

私が内定したのは、2006年1月半ばのことだった。 就職が内定するのは、だいたい年内が多かったので、 少し遅かったと思う。しかし、これでほっとした。

感想

後期修習の段階で内定していない人は、かなり少なかった。そういう意味では、就職難でもなかったのだろう。ただ、全般的に女性の方が就職に厳しかったのではないかと思う。

体験記2 厳しさ増す就職活動

会員 林 浩一



はじめに

この度、縁あって東京弁護士会に弁護士登録することになりました。就職活動のアドバイスとして先輩方から「就職は、結婚(恋愛)と同じ」という言葉を何度か耳にしました。就職活動を通じてまさにそのとおりと思いましたので、その言葉に照らし合わせて自己の就職活動を振り返ってみたいと思います。

関東と関西

私は、生まれも育ちも神奈川県ですが、京都が好きだったこともあり、実務修習地である滋賀県大津で就職することも考えていました。実務修習地だと、どんな弁護士がいるのか、どんな雰囲気の事務所なのかなどを知ることができ、相性はよくわかります。

しかし、大津で暮らして感じたのは、関西は自分のホームグラウンドではないということでした。ずっと自分の親族や友人がいる関東と遠く離れる寂しさ、その地に本当に馴染んでいけるのかという不安。まさに、遠方に嫁ぐ花嫁(花婿?)の気持ちだと思います。

東京とそれ以外

そこで、私は、関東で馴染みのあった東京・神奈川 で就職しようと考え、横浜弁護士会及び東京三会の就 職合同説明会に参加しました。

横浜は、9月に行なわれ、26事務所の募集に、修習生約150人が参加していました。中華街での和気藹々とした懇親会に参加し、神奈川の弁護士の方々に話を聞いてみると、「都市部と地方」という区別の仕方は違う、「東京とそれ以外」だということでした。わかったようでわからない言葉でしたが、東京が一番多忙で刺激的と判断し、どうせやるならはじめは東京で自分を磨きたいと東京に気持ちが傾いていきました。

東京は、10月15日、16日の2日間にわたって行なわれ、115事務所の募集に、修習生約500人が参加していました。ざわついた会場、あまりの人の多さに、これ

は厳しいなと思いました。

事務所を決めた瞬間、ポイント

東京三会の就職合同説明会において,各事務所の弁 護士の方々と面談するなか,就職した事務所の弁護士 を見た瞬間,この事務所で弁護士になりたいと感じ, 私は,一目惚れで事務所を決めることになりました。

また、私は、若いうちに過疎地・地方に行き、その 地域に貢献したいという希望も持っていましたので、 過疎地派遣を予定し、公益活動にも積極的に取り組ん でいる事務所というのが事務所選びのポイントの1つ となりました。

59期の就職活動

いわゆる大手渉外事務所に就職する修習生は,修習前に内定をもらっていると聞きました。また,前期修習中(4月から7月)に内定を得た修習生もいたようでしたが,多くの修習生(7割くらいでしょうか)は,実務修習をある程度経験した10月から1月にかけて就職を決めているようでした。

もっとも、修習生の増加により年々就職活動は厳しさを増しているのが現状であり、後期修習開始段階(7月)において就職が決まっていない同期修習生も5%くらいおりました。ただ、59期の場合、就職活動を始めてから就職が厳しくなっていると実感したものの、前期修習中、就職に対する焦りはあまりなかったという印象でした。

これからさらに就職活動が厳しくなるなか、実務修習地で就職活動するのが情報・労力・費用などあらゆる面で有利なので、59期以降の修習生は、実務修習地=就職地と考えて、実務修習地を決める傾向が強まると思います。実際、60期及び61期(予定)の人と話をしますと、修習前から就職を強く意識しており、修習生の修習に対する意識も変わってきていると実感します。